

御移転の経緯について

鶴見大学仏教文化研究所顧問 納富 常天

はじめに

總持寺が石川県門前町から鶴見に移転した経緯については、国粋主義に基づく明治政府の宗教政策、明治三十一年の大火と再建、東京附近への移転問題、地元（石川県門前町）の移転反対運動、財政難による借金と移転延期願の提出などを中心として、資料に基づき話しを進めたいと思います。

(一) 御移転の原因

まず御移転の原因ですが、遠因として明治政府の宗教政策を挙げなければなりません。それは強力な中央集権による国粋主義に基づき、神仏分離令やそれに伴う廃仏棄釈が行われ、日本仏教史上最大の法難とされていますが、總持寺は、輪住制の廃止と、経済的に大きな打撃を受け一気に衰退しました。輪住制は、住持職を短期に交代し、ひろく住持就任の名誉を享受するとともに、本山の護持発展について責務を平等に担う制度で、總持寺教団の団結と発展をはかるものでしたが、明治三年七月二十五日に、「總持寺住持八宗門中碩学智識者ヲ住持タラシムベシ」との政府命令により輪住制は廃止され、独住制となりました。独住一世には六名の候補（加州天徳院奕堂、肥前皓台寺伝翁、越中前瑞竜寺橘仙、濃州妙応寺玄齡、加州宝円寺源瑠、肥前高伝寺肯庵）による選挙の結果、天徳院諸嶽奕堂が選ばれ

ました。

また経済的には、明治四年（一八七二）に実施されました社寺領土地令により、明暦三年（一六五七）以来維持してきた寺領四百石も政府に没収されたばかりか、版籍奉還や廢藩置縣により、少なくとも天正十八年（一五九〇）以降、前田家の手厚い援助も途絶えたからです。また、従来二百名から三百名ありました転衣僧も激減するとともに、官金（転衣料、江戸時代は五両、明治四年円制定、一両＝一円）も同じように減収し、あわせて五院輪番も廃止されましたので、同八年には有名無実になった五院も廢止され、本山職としての運営も次第に窮地に陥ち入りました。そのような状況でしたから、明治四年には寺領土地による困窮のため、金沢県庁に御手当米拝領願を提出しましたが、上地は「一般の規則候条聞き届け難く候」として却下されています。

また、同七年には前々からの借金（回船業能登黒島森岡屋又四郎や、穴水七海屋弥七郎・輪島松木屋伊兵衛、法具商京都海老屋など）や、玄透即中以来燻っていました衣体（服装）の問題＝袈裟・掛絡（絡子）の環紐の有無をめぐり、嘉永三年（一八五〇）から文久元年（一八六一）まで十二年の長きにわたり、寺社奉行はいうまでもなく、大名・大奥・老中・大老まで巻きこんだ三衣の問題などによって、累積した負債は三万両とも言われています。その返済のため、仏殿・本堂（法堂）を除く庫裡・禅堂・経蔵・五院など十七棟余の売却伺書を石川県令宛に提出しています。この「売却目録」と明治二十六年九月の「曹洞宗大本山總持寺全図」（売却後僧堂・東司など再建）および罹災状況を示す「曹洞宗大本山諸嶽山總持寺焼失並残存区分真図」（紙背には伽藍の竣工・改修年記録あり）を比較照合しますと、売却したのは山門、五院と同庫裡、禅堂（僧堂）、東司などで、勅使門・鐘楼・通用門・大庫裡は火災で焼失しており、寛保三年（一七四三）の経蔵（輪蔵）は現在もありませんから、これらは売却できなかつたのでしょう。

また十年（一八七七）には元除地上地（五町五反八畝十歩）の払下再々願を石川県令宛、同二十三年には旧前田藩主により建造された山門（慶長六年（一六〇一）、一説同十三年建立）や、経蔵（延享二年（一七四五）完成、門末

寺院や地域住民も協力)の修理費支給願を石川県鳳至郡長内田衡宛に提出、さらには同三十年十一月、国有林字首山外五箇所について立証を具し下戻申請をするなど、経済的に極めて困窮していたことがわかります。しかしこれらはいくまで遠因であって、御移転の直接原因は明治三十一年四月十三日午後九時から、翌十四日午前二時まで、前後五時間にわたる大火でした。

火災は主要な伽藍・諸堂を焼失しましたが、火元は『宗報』第三十四号(明治三十一年五月十九日発行)に「今回に於ける大火災の原因に就いては、其調査未だ正確ならざりしが、右は全く法堂の西入側なる洋燈より発火せしものなり」とありますように、洋燈(ランプ)による不始末でした。当時に能登地方におけるランプの普及状況については定かではありませんが、總持寺は利用していたでしょう。また、焼失部分と残存部分に区分けし、建物別に法具・常住物など詳細に記録されている「曹洞宗大本山諸嶽山總持寺焼失並残存区分真図」(『宗報』第三十四号付録)によりますと

焼失

勅門 仏殿 法堂 紫雲台 墓沿斎 微笑室 普蔵軒 小浴室 放光堂 祥雲閣 大庫裡 作事場 妙触堂
 (浴室) 通用門 接賓 役寮室 後架(洗面所) 東司 衆寮 鐘楼 廊下十三
 残存

伝燈院 慈雲閣 不動閣 荒神尊天水屋形 経蔵 靈光堂 六角堂 照心閣 三松閣 白山社 稻荷殿 白
 山門 無常門 臨時門 第一宝蔵 第二宝蔵 什庫 倉庫 味噌蔵

となっております。このように中心部の主要建造物が殆ど焼失し、免れたのは周辺部に位置する経蔵と小建造物のみで

したから、それは天正十八年（一五九〇）や文化三年（一八〇六）の火災より被害は甚大でした。ただ幸いに経蔵や宝蔵が焼失しませんでしたから、文化財や古書・古文書類は助かったのです。

（二）御移転の経緯

大本山總持寺東京出張所監院石川素童は、早速『宗報』第三十三号（明治三十一年四月二十八日）、第三十四号（同五月十五日、付録「曹洞宗大本山諸嶽山總持寺焼失並残存区分真図」）で、宗務局および末派寺院に対し、詳細な罹災状況を報告すると同時に、再建本部を芝公園八号地の總持寺東京出張所に設置し、祖地（能登門前町）再建運動を開始しています。また十月二十八日、總持寺直末寺院会議を開催して、再建方針および方法などを協議しています。翌三十二年十一月五日、宗務局は大本山總持寺諸堂再建の告諭、およびそれに伴う諸法規を発令し、一宗協力して大工事の達成を期することになりました。

再建予算は四十九万七千円を計上し、勸募方法は諸法規にある再建祠堂勸募規定（十一ヶ条）に基づき行われました。その詳細については不明ですが、勸募委員長は各宗務支局長（宗務所長）、勸募委員は寺院住職、勸募委員補は檀家総代を充て、その他に勸募奨励専使、勸募督励員、勸募整理委員ならびに巡回専使なども順次に設け、勸募の実を図っています。寄附に対する音物（贈物）は、勸募に応じた金額により念珠、絡子、安陀衣、法被、扇子、風呂敷などを充てています。また、『瑩山清規』に基づき行持遂行や、瑞世などに支障をきたさないため、早速仮大祖堂（七十坪、三千五百円）、仮真檀（二十坪、一千円）、仮參詣堂（四十二坪、一千五百円）、仮侍真寮（十二坪、三百円）四棟の仮堂宇合計建坪百四十四坪を五千八百五十円で建設しています。

このように再建事業が着々と推進されている最中に、東京移転の建白書や請願書が次々に出されました。三十二年十一月十三日（宗務局告諭八日後）、東京市深川区長慶寺住職武藤弥天をはじめとする五十二名の東京府下曹洞宗寺

院住職（能親会）により、仏祖の高恩に答え、範を後世に遺さんが為として、次のような、「總持寺東京移転建白書」が石川素童宛に提出されました。

- 第一、一宗ノ本山ヲ北陸辺陲ノ地ニ置クハ時勢ニ適セザル事
- 第二、一宗ノ本山ヲ北陸辺陲ノ地ニ置クハ不便ナル事
- 第三、本山ヲ都会附近ニ移転セシムルハ経済上有利ナル事
- 第四、本山ヲ都会附近ノ地ニ移転セシムルハ布教伝道ニ益アリ
- 第五、御本山ノ移転地ハ東京附近ナルヲ要ス事

このように五項目をあげ、項目毎に細論し、従来の旧跡は祖廟として保存することを述べると同時に、諸宗に率先して移転し、宗門百年の大計を樹てるべきであるとしています。これをきつかけとして、翌三十三年には大分県有志寺院による「大本山移地建白書」、長野県北部高井郡・下高井郡・下水内郡諸寺院などによる東京移転の請願書、宮崎県曹洞宗務支局による「能本山移転之建白書」が提出されていますが、いずれも内容は大同小異です。しかし、大分県の建白書に、東京移転につき明治二十九年九月十二日に建白書を奉呈した旨の記事があること、さらには、長野県北部（上高井郡）の「大本山總持寺を東京に移転するの請願」に、太祖国師大寂定中に在って位置を転ずるの機を促されたるやも計り難くとあることは、注目しなければなりません。なお、「本山移地転境書類」中の「覚書」に、輪番制度は開山国師の万世通達の御明案であったが、時勢制度変革せる今日、旧制度に代るべき興隆策として移地転境が必要とあり、その中に明治初年から金沢移転説があったことを付け加えておきます。

これら数多の建白書や請願書による移転問題は、再建事業における最大の要路として、宗門はじめ世間の注目する

ところとなりました。しかし總持寺は、明治三十三年二月に、境内に隣接する首山・鶴山の二箇林を再建地設備上境内へ編入願を提出していますから、少なくともこの時点までは祖地へ再建する方針であったことは間違いありません。このような情況でしたが、明治三十五年は道元禪師六百五十回大遠忌に相当し、また三十七年二月には日露戦争が勃発したため、再建運動は一時停滞する羽目になりました。しかし、三十八年四月、西有貫首が退院され、石川素童貫首が独住四世に就任されたばかりか、日露戦争も終結しましたので、今まで沈滞していました再建事業も活発化すると同時に、東京移転の気運や賛否の議論も一段と熱気を帯びることになりました。

(三) 移転地の決定

移転地候補としては鶴見のほか、松戸（千葉県）、八王子（東京都）など多々ありましたが、その決定については栗山泰音（總持寺独住八世）の手記に「明治三十五年五月二十八日、鶴見の地理を探検する。六月五日人夫を雇い秘密に巡視す。六月十四日鶴見の件初めて石川に内談す。明治三十六年六月十八日予と石川と鶴見にて地所選定、本山移転決す。七月三日又鶴見に行き加藤海庵に本山へ土地献納を極秘に談示す」とありますように、同師と旧知の關係にありました鶴見成願寺住職加藤海庵に、本山へ土地（境内）献納を談示したことがわかります。それを踏まえて、栗山・石川両師が協議の上、貫首西有禪師に具申し、その決断によつて總持寺移転地が正式に決定しました。

明治三十九年二月二十六日、鶴見成願寺住職加藤海庵、檀家総代吉田重五郎をはじめとする八名、同門永昌寺住職三堀哲董・小本寺建功寺住職柘野宏道連署による「移転再建敷地献納願書」が提出されましたが、寺地献納地所は五十筆からなる五町六反七畝十四歩（約一万七千余坪）でした。また同時に地元有力者である中西重造・中西与作・黒川莊三・佐久間権藏など八名の旨趣賛同有志による「本山移転せらるゝに於ては及ぶべき限り尽力し、以て百方便宜に斡旋可致依て茲に賛同の意を表し候」とある「旨趣賛同書」も別紙として添附されていました。その後、柘野宏

道日記『驢事馬事』などによりますと、移転用地調査委員や買収交渉委員などを委嘱するとともに、買収委員協議会の組織、地主大会、移転交渉委員の実地調査など矢継ぎ早に行われました。

七月十日には永平寺森田悟由貫首から鶴見移転の同意書を得ていますが、その親書中に「尚又将来当本山（永平寺）が時運の必要に依り輦轂の附近に別院を建設するか、或は万一にも転地するの事あるやも難計に付き、予め貴本山の御同意を得置度希望の至りに候」とあるのに対し、「当本山（總持寺）に於て御同意可申上は当然の儀」としています。また七月二十六日～二十九日における曹洞宗諮詢会、九月五日の直末准直末評定において、鶴見移転につき協議評定され、賛成多数により議決されました。また十二月には持丸兵輔など七十六名の土地売渡人の委任状をとっています。その間、伊藤博文・安田善次郎とともに、明治の三傑とされた兩宮敬次郎（山梨県塩山市）も土地買収に資金を斡旋するなど鶴見移転に尽力しています。

（四）移転反対運動

このような動きに対し、三十九年七月二十三日、『北国新聞』・『政教新聞』が總持寺の鶴見移転を特ダネとして報じました。門前住民は、總持寺により生活が支えられていましたから、驚愕と同時に悲憤慷慨し、八月二日、穴水（本部門前区長小向茂平宅）に「能本山非移転同盟倶楽部」を設立して、次のような同盟規約を作り、移転反対の狼煙をあげています。

- 一、同盟者八本趣旨貫徹ノタメ必ス同一ノ行途ヲ採ルコト
- 一、總持寺移転派ニ対シテハ排斥又ハ絶交スルコト

とあり、如何に徹底した反対運動であったかがわかります。また同五日石川貫首が檀信徒説論のために帰山されましたが、警戒護衛する警官がいるにも拘わらず、沿道の群集は罵声を浴びせ、随行者田鶴浜東嶺寺住職岡田泰明の人力車を転覆させる事件まで引き起こしました。そればかりか、同十八日、輪島において三十五箇町村、同二十日に穴水瑞源寺で能登国信徒大会、九月二十日、輪島蓮光寺、同二十二日、七尾において非移転大会を開き、非移転を決議するなど、燎原の火のように反対運動は一段と熾烈になっていきました。

このような情勢に対して總持寺は、八月二十三日、一部の所行に誑惑されること無きよう檀信徒に広告し、また九月二十六日、信徒総代には總持寺六百年來の歴史を説き、本山移転は万世不拔の鴻図であるとして同意を求めています。しかし十一月十三日には金沢市公会堂で石川県信徒大会を開き、移転反対を決議して、内務大臣原敬・石川県知事村上義雄、さらには政界の実力者大隈重信などに陳情しています。

總持寺は十二月四日、石川県信徒大会に関与したとして、信徒總代酒井幹・酒井嘉右衛門・星野保五郎の三人を解除（解任）し、同五日、新たに東京地区の森岡真（京橋）・林謙吉郎（銀座）・平岡万次郎（京橋）の三人を信徒總代として委嘱していますが、それは、「曹洞宗大本山總持寺移転願」（十二月五日付）を石川県知事村上義雄宛に提出するためでした。この移転願によりますと、鶴見移転にあたり計画した敷地面積は十六町二段余で、このうち成願寺からの献納地は五町六段余でしたから、献納地に隣接する土地十町歩余を買収する必要がありました。

（五）移転願から還祖式まで

その後解除した三名を復帰させ、總代六名を改選していますが、總持寺を鶴見に移転する理由については、

1 土地僻陋にして交通参拜に不便なる事

- 2 山法の沿革上より交通便利の地に移転する必要ある事
- 3 石川県下本宗檀信徒及一般人民は移転に反対する理由及実力を有せざる事
- 4 絶対に非移転を主張し、又は太祖有縁の地に移転すべしとするは共に所以なき僻説なる事
- 5 東京に於ける全国一般の大勢より移転の便益を立証する事
- 6 旧来の境地に本山を再建する事は事実上不可能なる事

以上の六項目を地元住民に示し、全国一宗の意嚮概ね移転に決定せる事、移転先境内の一部に充用すべき土地の譲与を申出たる者ある事、同列本山永平寺の同意を得たる事、末派諮詢会の可決を経たる事（五十五名中賛成四十五名、少数意見として太祖有縁の寺院、永光寺・大乘寺・浄住寺など）、直末評定の可決を経たる事（百三十一ヶ寺中百十一ヶ寺賛成、十一ヶ寺無住、不着五ヶ寺、条件付（太祖有縁）二ヶ寺、非移転二ヶ寺）、移転先土地買入の契約を為したる事（敷地三万千百十坪）、これに成願寺境内（一万七千余坪）を加えると四万八千七百八十九坪（十六町二段余）である事、これに比し門前町の旧地境内は一万七千七百八十八坪（飛地四千三百坪を含む）である事などをあげています。また石川県知事の斡旋も功を奏し、總持寺の鶴見移転は決定的になりました。

總持寺の鶴見移転が、住民の合意を得て正式に決定しますと、再建予定地の買収が本格的に推進されました。地価はおおよそ坪七十銭から一円三十銭が中心で、中には三円十銭（立木も含む）のものもありました。敷地契約は内金一割にして、残金は登記済みの時点で支払うことに取り決めましたが、内金だけで二千八百十円を受け取った地主もいました。鶴見については、『吾妻鏡』や『新編武蔵風土記稿』『武蔵国鶴見寺尾郷絵図』（建武二年）などより、鎌倉時代から知られていました。また鎌倉建長寺開山蘭溪道隆（一二二三〜七八）の『大覚禪師語録』にも、遊山から帰つての上堂語に「山僧近日建長より鶴見（建長寺関係の松蔭寺か）に至る。沿途上下往往皆これ樵夫漁夫」（原漢文）

とあり、当時の状況が想起されます。また明治三十九年当時の鶴見は『横浜貿易新報』（現在の『神奈川新聞』）三月二十日の記事によりますと、「地味豊饒にして禾黍穰々、樹木は繁茂し、清水は湧き、遠く俗塵を隔たて、解脱悟道の霊場となすに適當なる地勢なれば」とあり、現在の鶴見からは想像を絶する地理でした。

明治三十九年十二月五日、總持寺移転願を石川県および神奈川県知事宛に提出し、四十年三月九日許可されましたので、同年五月二十八日、總持寺諸殿堂再建寄付金募集につき五ヶ年の許可を得ています。しかし目的を達成できず、四十五年四月八日、さらに五ヶ年の延期を願い出て、五月一日許可されています。その間明治四十年（一九〇七）一月二十九日、地方信徒代表酒井嘉右衛門など八名が連判し、總持寺の鶴見移転に対して十四ヶ条からなる「啓沃書」を石川素重貫首宛に提出していますが、それは次のようなものでした。

啓沃書

曹洞宗能大本山總持寺ヲ今回神奈川県下へ移転セラレントスルニ就キ太祖国師ノ靈蹟ハ依前永遠無窮ニ保全セシメラレントヲ希望シ左ノ各項ヲ啓沃ス

一、称号ハ大本山總持寺別院トセラル、事（昭和四十四年七月、「祖院」に改称）

二、別院建築費予算額七万六千七百円ノ外更ニ金四万六千三百円ヲ本山ヨリ特別補充シ併セテ金十二万三千円トシ、尚地方信徒ニ於テ法令ニ遵由スル正当ノ手續ヲ経テ能州一円ニ於テ予額金二万七千円ヲ募集シ之ニ加ヘ総額金十五万円ヲ別院諸殿堂ノ建築費ニ充テラル、事、但シ本山ハ能州正住^止ノ檀信ニ対シ再建築費ヲ募集セス、又地方信徒ハ能州以外ニ対シ別院建築費ヲ募集セサル事

三、別院ハ両本山以外特殊ノ性格ヲ保タシメ未派寺院ノ班ニ列セシメス本山現貫首代々兼任職トナサレ度事

四、本山貫首退隱ノ場合ニハ別院ヲ隱棲地トナサレ度事

- 五、例歳ノ御諱ニハ紫雲台親ヲ来詣シ法会ヲ修セラレ度事
 - 六、宝物什器ノ内別院付属ヲ要スルモノハ別院ニ常住セシメラル、事
 - 七、別院ニハ別院建設部ヲ置キ本年九月ヨリ起工シ向五ヶ年間ヲ期シ落成セラル、事
 - 八、別院ハ移転願ト同時ニ認可申請セラル、事
 - 九、当別院ノ外将来ニ対シ他ニ大本山總持寺別院ヲ建設ナサレサル事
 - 十、別院ニ常在五十員ノ僧侶ヲ安居セシメ僧堂教育ヲ盛大ニシ、尚発達ニ伴ヒ常在員ヲ増加セラレ度事
 - 十一、適當ノ山地ヲ購求シ植林ヲナシ別院悠遠ノ基礎ヲ増々鞏固ナラシメラル事
 - 十二、別院信徒總代ハ別院方面ノ地方信徒ニ限ルト定メラル事
 - 十三、現在本總持寺境外所有田畑山林合計段別二十一町五段一畝十六歩ヲ永遠基本財産トセラレ、此収
入米全部及ヒ雑収入金（祠堂金現在整理公債券三千円利子金トモ）ヲ以テ年度經常費ニ充、尚毎年金
六百四十四円ヲ本山ヨリ特別補充セラル、事
 - 十四、本山ヨリ山内寺院ヘノ給米ハ従前ノ通り異動ナキ事
- 右御本山移転ノ条件トシテ実行被成下度茲ニ及啓沃候也

明治四十年一月二十九日

地方信徒代表者

酒井嘉右衛門（印）
酒井 幹（印）
沢田 弥七郎（印）
星野 保五郎（印）

曹洞宗大本山總持寺貫首

石川素童殿

このように別院の再建と地位の保持および維持運営に関する非常に詳細なものでした。また同一月三十一日、總持寺は櫛比村門前区などへ経済支援策として移転記念金（門前区に五千円、走出・鬼屋・清水・広瀬・日野尾区に各千円、館区に四百円）を支給しています。

明治四十年十月十七日には鶴見で地鎮式を行っていますが、先に触れましたように募金が順調ではなかったらしく、四十一年九月五日石川県知事村上義雄宛移転延期願（四十三年十二月三十日まで）を出すとともに、同十月五日、移転敷地六町四反余を抵当として、仙台市松田新兵衛から工事費六万円（四十三年十二月二十五日まで）を借り入れています。如何に財政的に苦境にあつたかがわかります。そのような状況の下で十一月七日、仏殿の起工式を挙げています。伽藍再建費や用地買収費および別院復興費などについて、「諸殿堂再建并土地設計」として百九十九万二千五百三十三錢三厘、「別院復興費」として三十万二千七百五十九円六錢五厘、合計百四十九万二千七百八十四円三十九錢八厘を計上しています。また、建築用の材木は四十二年から四十三年にわたり、飛弾国加須良（岐阜県大野郡白川村）ヤリト谷官林・沖谷官林の払下げを受け、筏に組んで庄川を流し、越中伏木港（富山県高岡市伏木港町）から、日勝丸・

参与人

星野 友次郎（印）

貝田 助次郎（印）

北尾 栄太郎（印）

樋爪 啓太郎（印）

浦潮丸によって津軽海峡經由横浜港に運ばれています。それから曳ぎ船で鶴見川を遡行し佃野つくだのに荷揚げされ、トロツコにより工事現場に運ばれました。

このように移転再建工事は進められ、四十三年九月、啓沃書に応じたものか、最初に別院大祖堂が落慶していますが、工事は全般的に遅滞したため、同十二月二十三日、石川県知事李家隆介宛總持寺移転延期願・別院設立延期願（四十四年六月三十日まで）を提出しています。しかしその後石川禅師による現場を回つての慰勞督励により、工事は急ピッチに進んだらしく、翌四十四年十一月五日には、山形総持寺から移築した放光堂において、石川貫首御親修のもと移転祖式が行われました。その後今日まで伽藍・諸堂舎が逐次整備され、輪奐の美を誇ることになりました。

むすび

このように新たに移転する鶴見住民の諒解をとりつけ、また移転反対運動を展開した能登一円の檀信徒をはじめとする地域住民の容認を得ると同時に、用地買収費、別院（昭和四十四年七月祖院と改称）を含めての再建費や借金など、経済的問題とそれに伴う移転延期など、多くの苦難を克服して、瑩山禅師が終生目指した民衆教化のため、大英断をもって鶴見移転が決定されました。これは道元禅師の『御遺言記録』に「それまた世に随い時に随うべし。仏法いずれの地においても所行の勝地となすなり」とあり、また『正法眼蔵随聞記』第一・二十にも「只時にのぞみ事に触れて、興法の為利生の為に諸事を斟酌すべきなり」とありますように、道元禅師の立場にも適うものでした。